

八十二無通帳口座〈e-リヴレ〉特約

1. (特約の適用範囲)

八十二無通帳口座〈e-リヴレ〉(以下「e-リヴレ」という。)は、個人のお客さま専用の通帳を発行しない普通預金口座をいい、この特約は、e-リヴレを利用するにあたり適用される事項を定めます。この特約は、「八十二総合口座取引規定」の一部を構成するとともに、同規定と一体として取り扱われるものとします。

2. (クイックカードの発行)

e-リヴレは、八十二クイックカード(以下「クイックカード」という。)の発行を必須とします。

3. (インターネットバンキング利用口座への登録)

e-リヴレは、八十二インターネットバンキング(以下「インターネットバンキング」という。)の利用口座への登録を必須とします。

4. (お取引明細の取扱)

e-リヴレの取引履歴は、インターネットバンキングにてお客さま自身が照会することとし、定期的なお取引明細は発行しません。

5. (総合口座取引における定期預金、国債等の取扱)

総合口座取引における定期預金、国債等については、別冊通帳(担保明細帳)にて取扱います。

6. (普通預金口座開設時のe-リヴレの開設)

個人のお客さまによる普通預金口座の開設にあたっては、当行所定の申込書により、e-リヴレを開設するものとします。なお、有通帳口座を希望する場合は、これも選択できるものとします。

7. (有通帳口座からe-リヴレへの切替え)

窓口にて既存の普通預金有通帳口座をe-リヴレへ切替えるときは、当行所定の切替申込書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、通帳とともに提出してください。切替え手続きの完了後は、切替え口座の発行済みの普通預金通帳は一切ご利用できません。

なお、申込希望口座の通帳、クイックカード、印章の喪失の届出がある場合は、お申込みできません。

インターネットバンキングによる既存の普通預金有通帳口座からの切替えについては、八十二インターネットバンキング利用規定により取扱います。

8. (e-リヴレから有通帳口座への切替え)

e-リヴレを普通預金有通帳口座へ切替えるときは、当行所定の切替申込書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、クイックカードおよびご本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。

9. (預金の預入れ、払戻し、解約等)

窓口にて預金の払戻し、解約をするときは、通帳の提出に代えて、クイックカードおよびご本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。払戻しで当行所定の資料が提出できない場合は、当行所定の方法により使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。預入れをするときは、通帳の提出に代えて、クイックカードを提出してください。その他、普通預金有通帳口座において通帳の提出が必要な取引を行う場合は、通帳の提出に代えて、クイックカードおよびご本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。

10. (特約等の変更)

この特約の内容および関係規定の内容については、金融情勢その他諸般の状況の変化により変更することがあります。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。この特約の内容および関係規定の内容を変更する場合、その変更内容をホームページに掲示する等の方法により周知します。

11. (規定の準用)

クイックカードおよびインターネットバンキングについて本特約に定めのない事項については、八十二クイックカード規定、八十二ICクイックカード特約、八十二生体認証ICクイックカード特約、J-デビットカード取引規定、HaLuCa一体型カード規定、八十二インターネットバンキング利用規定により取扱います。

以 上